

東京都からのお願い

～二酸化窒素(NO₂)の環境基準の達成を目指して～

自動車メーカー、トラック・バス事業者、荷主・都民の皆様による一層のご協力をお願いします。

- 1 自動車メーカーは、全車種を新長期規制に切り替える
- 2 トラック・バス事業者は、より新しい車両を選択・使用する
- 3 荷主・都民は、より新しい車両を用いる運送事業者を選択する

東京都は、さらなる大気環境の改善に向けて、以下の取組を実施しています。

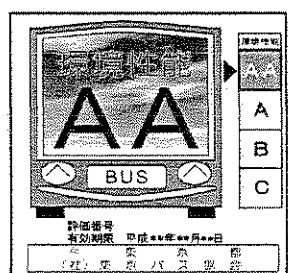
◆ 「低公害な車への買換支援」

最新規制に適合したトラックやバス、知事が指定する低公害車に買い換える事業者のために、融資あっせん制度を設置しています。

◆ 「観光バスの環境ラベリング」

国内のバスツアーに参加されるお客様が、環境に優しいバスを利用した旅行を選択できるようにしたもので、都内や他県の道路沿道や観光地の大気改善が期待されます。

観光バスの環境ラベル



◆ 「物流の効率化」

都心部の大規模商業施設や今後建設される大規模複合ビルにおける物流効率化を進め、都心へ集中する物流車両の削減と分散を図っています。

みんなの力で青空を！

お問い合わせ先

東京都環境局 自動車公害対策部 計画課

電話 : 03 (5388) 3462・3531

FAX : 03 (5388) 1378

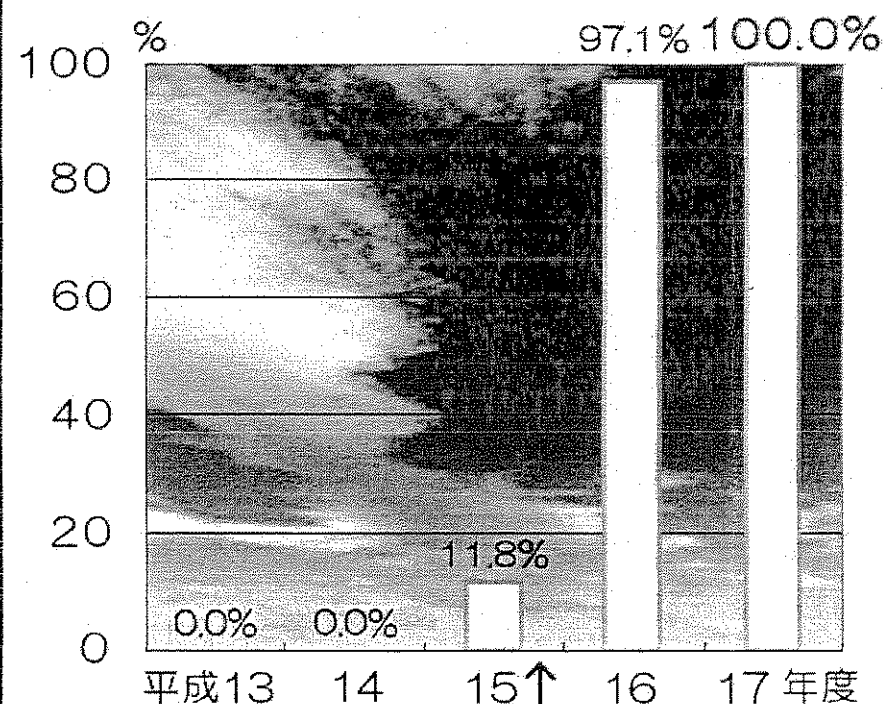
E-mail : S0000628@section.metro.tokyo.jp

URL : <http://www.kankyo.metro.tokyo.jp/>

都民の皆様、トラック・バス事業者の皆様、東京都のディーゼル車規制にご協力いただき、本当にありがとうございます。

平成17年度、初めて都内の全ての大気環境測定局で浮遊粒子状物質(SPM)の環境基準を達成することができました。

自動車排出ガス測定局における環境基準達成局の割合



<浮遊粒子状物質(SPM)>

大気中に長期間浮遊する粒径10μm以下の微粒子で、人の健康に対し有害な影響があり、国や自治体が常時監視を行っています。

また環境基準として、『1時間値の1日平均値が0.1 mg/m³以下であり、かつ、1時間値が0.2 mg/m³以下であること』と定められています。

1都3県でディーゼル車排出ガス規制開始(H15.10)

東京の空をさらにきれいにするために、二酸化窒素(NO₂)の環境基準の達成に向けて、引き続き皆様のご協力をお願いします。

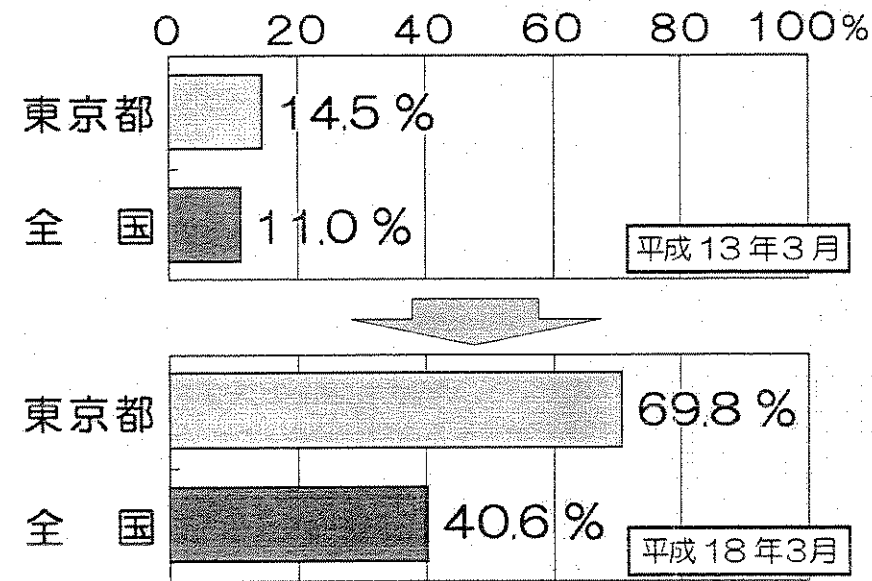
平成18年 9月

東京都環境局

東京の空をさらにきれいにするために

東京都のディーゼル車規制に対応するため、都内では、粒子状物質(PM)の排出の少ない新しい車両への買換えが着実に進んでいます。

普通貨物における平成11年以降に新車登録した車の割合

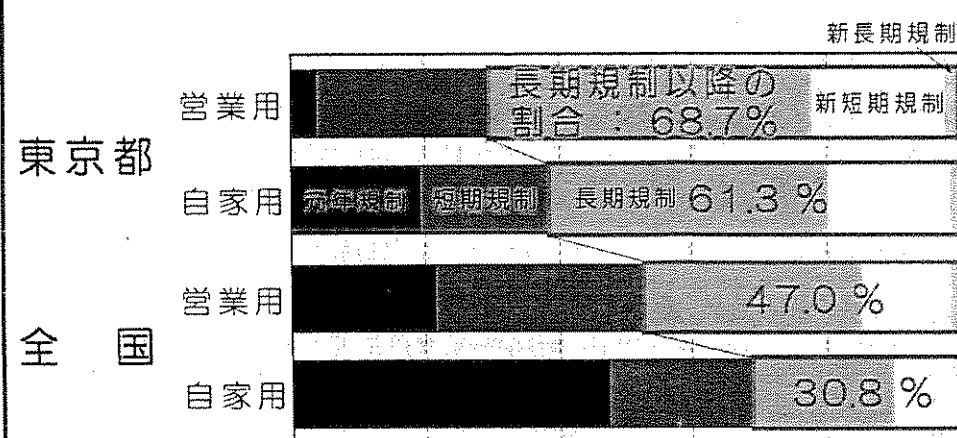


<粒子状物質(PM)>
ススや硫酸塩、可溶性有機成分などの固体又は液体からなる微粒子のことで、肺がんや慢性呼吸器疾患、花粉症などの深刻な健康影響が指摘されています。

また買換えとともに、後付けのPM減少装置の装着にもご協力いただきました。

特に、都内の運送事業者など営業用車両を使う事業者の皆様には、自家用及び全国の営業用車両を上回る形で新しい車両の導入にご協力いただいております。

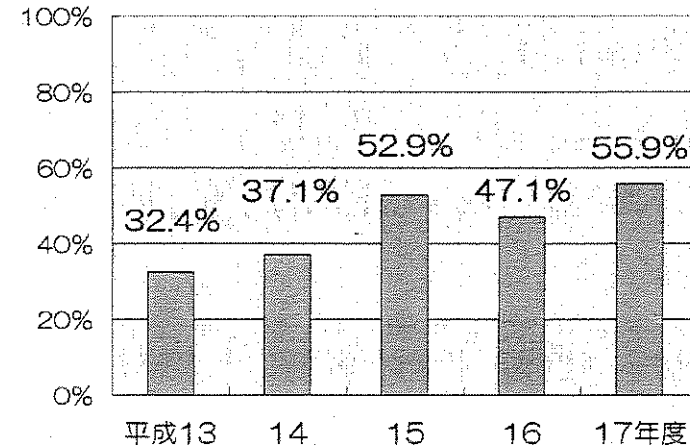
普通貨物車における営業用・自家用の規制年別車両の割合(平成18年3月)



<規制の名称(長期規制など)>
新しく製造・販売される車には、その時期に応じた排出ガス基準が適用されます。平成10年頃の規制は「長期規制」、平成15年頃の規制は「新短期規制」、昨年(平成17年)からの規制は「新長期規制」と呼ばれており、PMなどの排出基準値が厳しくなっています。

しかしながら、国の排出ガス対策の不徹底により、都内の二酸化窒素(NO₂)の環境基準の達成状況は、いまだ改善途上にあります。

自動車排出ガス測定局における環境基準達成局の割合

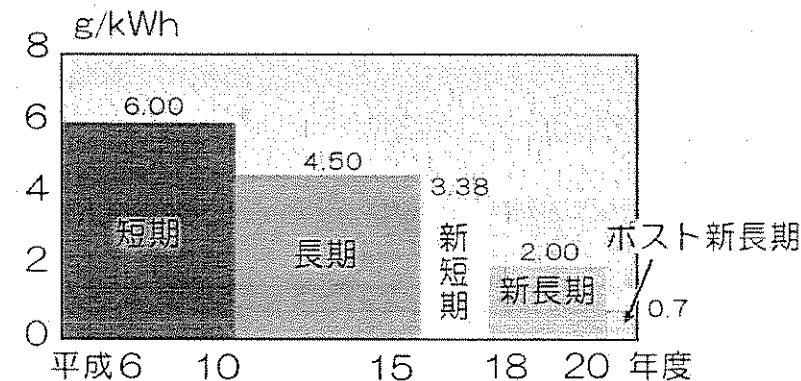


<二酸化窒素(NO₂)>
窒素と酸素からなる化合物で、水と反応して硝酸や亜硝酸となったり(酸性雨)、炭化水素と反応して光化学オキシダントを生成したりするほか(光化学スモッグ)、ヒトの呼吸器への影響も指摘されています。

NO₂の環境基準を達成するためには、最新規制適合車などの、より低公害な車両の普及と利用の推進が必要です。

東京都の要求などにより2年前倒して平成17年10月から実施されている新長期規制の窒素酸化物(NO_x)の排出基準は、下図のように厳しくなっており、平成21年度からは世界一厳しいポスト新長期規制の実施が予定されています。

直噴3.5t超ディーゼルトラックにおける窒素酸化物(NO_x)排出基準



<窒素酸化物(NO_x)>
大気汚染物質として管理が重要な一酸化窒素(NO)と二酸化窒素(NO₂)の2つの化合物をまとめて窒素酸化物(NO_x)といいます。窒素酸化物は燃料の燃焼に伴い生成します。

[参考] 国の自動車NO_x・PM法

都内では、一部地域を除き、国の自動車NO_x・PM法により、排出ガス基準を満たさない旧式車両を一定期間以上所有できなくなっており、例えば、平成10年以前の普通トラックを9年以上使用されている場合には、原則、買換えが求められます。